

(4) 進行管理

緑の基本計画は、緑の将来のあるべき姿を表現するものであるが、「絵に描いた餅」に終わることのないよう実効性を担保することが重要である(池邊ら, 2013)[※]。ここでは、計画の策定にとどまらず、計画の目標実現に向けた取組を着実に推進していくため、計画推進体制の整備、継続的な進行管理と評価、計画の改訂・見直しなどのフィードバックの取組を行っている事例を示す。

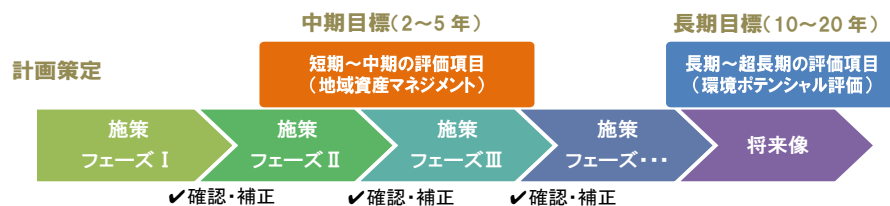
① インクリメンタル(漸進的)な計画フレームの採用

緑の基本計画に基づく施策を着実に進めて行くためには、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、改善・見直し(Action)のサイクルを継続的に進め、計画の進捗管理を行う必要がある。定期的に各施策の進捗状況の点検を行い、その結果等を踏まえて目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことも重要である。

緑の基本計画では、10～20年程度のスパンの目標年次の将来像に向けた取組を示している[※]。社会情勢が大きく変動する昨今では、新たな事業の実施や施策の中の優先度を柔軟に見定め、中間期の見直しにより進捗確認や方向転換を図る自治体や、行動計画や指針等の短期の関連計画を策定し、事業評価を実施している自治体もある。変化の大きい都市課題に柔軟に対応するためには、定量的な達成目標にこだわらず、施策の実施状況を短期に見直す計画に変更していくことも考えられる。

従来の人口が増加し多くの開発が行われるという時代とは異なり、今後は、人口が減少し、地域によっては新たな都市開発行為等が行われにくくなることが見込まれる。このような将来見通しを踏まえ、先を見越して、中長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしていくことが緑の基本計画には求められている。一方、予定したプロジェクトの大幅な変更や予定していなかったプロジェクトの決定等緑の基本計画策定段階には想定していなかったような状況が発生することも想定される。また、緑の基本計画で位置付けた施策の実施状況や達成状況を踏まえて、マスタープランを見直す必要が出てくることが想定される。こうした要請に応えるため、策定時点である程度見通しが可能な事項について記載をし、その後、ある程度明確な見通しが立った事項を追加する等記述内容に弾力性を持たせる、あるいは部分的改訂を機動的に行う等の対応を視野に入れてマスタープランの策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましい。

図表-4. 9 効率的な進行管理に向けた施策評価の時間軸のイメージ



図表-4. 10 対応した評価項目

短期～中期の評価項目(地域資産)	長期～超長期の評価項目(環境ポテンシャル)
・事業推進プログラム(実施計画, 行動計画等) ・都市公園の整備 ・緑地の保全・緑化の推進に係る個別の取組 ・都市公園の管理運営 等	・将来の都市・緑・環境のあるべき姿 ・将来の人口動態とそれを踏まえた長期的展望 ・都市の持続可能性(環境面・社会面・経済面) 等

※ 第8版 都市計画運用指針(平成27年1月)には、「都市計画区域マスタープランにおいては、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められることが望ましい。ただし、市街化区域のうち、おおむね10年以内に市街化を図るべき区域に関連する事項(市街化区域の規模等)については、おおむね10年後の将来予測を行ったうえで定められることが望ましい。また、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示すことが望ましい。」と記載されている。

② 定期的な実績把握と公表

緑の基本計画の実効性を高めるためには、計画策定後の定期的な実績把握と公表が重要である。実績把握には、緑の基本計画に示された施策や事業項目ごとに各年の取組や成果をとりまとめ、審議会等の第三者機関において評価され、客観性を高めることが望ましい。また、これらの実績把握および評価結果は、行政関係者だけではなく、市民にもわかりやすいものにまとめ、定期的に広く公開していくことが重要であるこれらの実績把握、評価、公開を通じて、緑の基本計画に示された施策や事業の進展に応じた施策の方針、施策の内容の見直しを行い、計画の目標を達成していく体制の構築が重要となる。

③ 計画進行を管理する審議会等の設置・開催

緑の基本計画の定期的な実績把握と公表に加えて、適正な評価の実施、施策や事業の実効性を確保する上で、審議会等の第三者機関の設置が重要である。これらの機関の設置にあたっては、計画の進行管理を適正に進めるために、条例に位置づけるなど、機関の権限を高める対策を講じることが求められる。また、審議会だけではなく、市民や緑地計画に関する専門機関等の外部機関による評価により、公平な観点から計画進行を管理することが求められる。

④ 評価制度の活用

緑の基本計画における目標の達成状況を把握するにあたっては、緑地の量的観点から、緑被率や緑地面積による評価が一般的に行われているが、今後、緑地の質的観点に着目した計画づくりが重要となる。そのため、計画策定後の進行状況の評価にあたっては、緑地の機能に着目した客観的な手法による評価が求められる。

【関連事例】

・PDCAによる継続的な改善 港区(事例4-1)

施策を着実に進めていくため、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、改善・見直し(Action)のサイクルを継続的に進め、計画の進捗管理を行っている。

・計画に基づく取組と実績の公表 鎌倉市(事例4-2)

緑の基本計画の実現性を向上させるための取組として、緑の基本計画に基づく施策の取組と実績を「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取組)」としてとりまとめ、毎年度、緑政審議会に報告の上、広く公表し、目標更新、施策内容、方針の修正に反映させている。

・計画に基づく取組と実績の公表 横浜市(事例4-3)

「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進している。計画に基づき事業を推進しており、毎年、事業の取組の状況を公表している。

・グリーンフラッグアワード(GFA) 英国(事例4-4)

優良な公園や緑地空間を英国地域地方自治省より表彰する評価制度であり、8つの審査項目に関する取組がマネジメントプランに盛り込まれて実行され、評価を受けることで、管理の質が向上していく効果が生じている。

■事例4-1

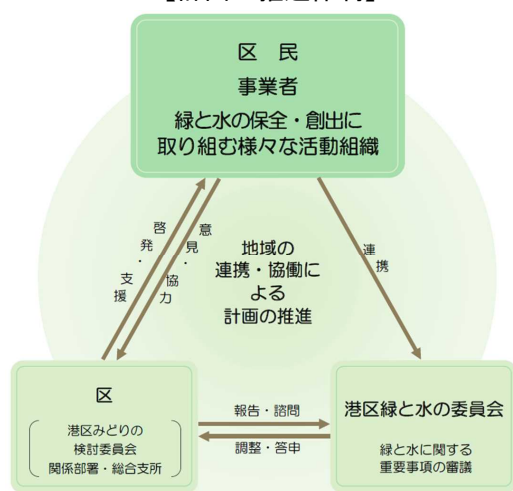
港区緑と水の総合計画（平成23年3月改訂）

東京都港区

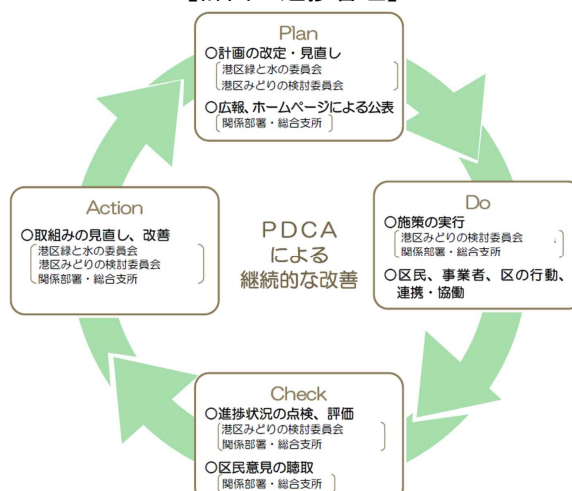
OPDCAによる継続的な改善

計画の推進にあたっては、区民、事業者と区の関係部署及び各地区総合支所が、連携、協働し、地域が一体となって取組みを進めることとしている。また、スケジュールに沿って施策を着実に進めていくため、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、改善・見直し(Action)のサイクルを継続的に進め、計画の進捗管理を行っている。中間年次にあたる平成27年度、計画期間の最終年度にあたる平成32年度に、各施策の進捗状況の点検を行い、その結果等を踏まえて目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行うこととしている。

【計画の推進体制】



【計画の進捗管理】



【前期と後期に分けた施策の取組みスケジュール】

表 施策の取組みスケジュール

	施策 (太字:重点的な取組み関連施策)	区分	実施時期 (○:新規・拡充施策 の着手時期)		掲載 ページ
			前期	後期	
① みんなで緑と水を育てよう	(1)-1 緑と水を知り、学ぶ機会を充実します				
	(1)-1-1 緑と水に関する普及・啓発	継続			67
	(1)-1-2 環境学習の推進	継続			68
	(1)-1-3 区民協働の緑と水のモニタリング	新規	○		69
	(1)-2 緑と水を育てる担い手を育成します				
	(1)-2-1 みどりの活動員による活動の推進	継続			70
	(1)-2-2 ヒートアイランドに関する学習会の実施	継続			70
	(1)-3 緑と水を育てる活動を推進します				
	(1)-3-1 緑のカーテンプロジェクトの推進	継続			71
	(1)-3-2 アドプト・プログラム推進	継続			71
② ぐんぐん緑と水を大切にしよう	(1)-3-3 優れた緑化事例の発信	継続			72
	(1)-3-4 事業者、NPO、公益法人等との協働	新規	○		73
	(1)-3-5 緑と水を守り育てる活動への財政的支援の充実	新規	○		74
	(2)-1 ぐんぐん緑と水を育てよう				
	(2)-1-1 小規模緑地・大木の保全	新規	○		75
	(2)-1-2 保護樹木・保護樹林の指定強化	拡充	○		76
	(2)-1-3 緑化計画書制度を通じた緑と水の質の保全・向上	新規	○		77
	(2)-2 健全な水循環系を保全・構築します				
	(2)-2-1 湧水地の保全	新規	○		79
	(2)-2-2 雨水浸透施設の設置促進	継続			79
③ ふれあい水と緑を育てよう	(2)-3 古川、運河の水環境を向上します				
	(2)-3-1 古川の水質、水環境の向上	継続			80
	(2)-3-2 運河の水質、水環境の向上	継続			81
	(3)-1 にぎわいあふれる公園をつくります				
	(3)-1-1 区民の生活スタイルに合わせた公園、児童遊園の再生	継続			82
	(3)-1-2 区民、事業者と連携、協働した公園の「ぎわい」創出	継続			83
	(3)-1-3 特色ある公園づくり(公園等の新設)	継続			84
	(3)-1-4 都市計画公園の整備推進	継続			85
	(3)-1-5 まちの安全・安心に役立つ公園づくり	継続			86
	(3)-1-6 環境に配慮した公園づくり	継続			87

	施策 (太字:重点的な取組み関連施策)	区分	実施時期 (○:新規・拡充施策 の着手時期)		掲載 ページ
			前期	後期	
④ 緑と水を大切にしよう	(4)-1 緑と水のネットワークをつくります				
	(4)-1-1 緑と水を生かした風の通り道、快適な歩行環境(緑陰)の創出	新規	○		96
	(4)-1-2 水辺の散歩道の整備	継続			98
	(4)-1-3 緑と歴史の散歩道整備	継続			99
	(4)-1-4 緑資源の有効活用	拡充	○		100
	(4)-2 生きもののがする環境を保全・再生します				
	(4)-2-1 ヒートアイランド対策の推進	継続			101
	(4)-2-2 水辺の生物多様性環境の再生	新規	○		102
	(4)-2-3 公園・緑地の維持管理における生きものへの配慮	新規	○		103
	(4)-2-4 港区生物多様性地域戦略の策定	新規	○		103
⑤ 緑と水を大切にしよう	(4)-3 緑と水に関する調査を進めます				
	(4)-3-1 港区みどりの実態調査	継続			104
	(4)-3-2 湧水に関する調査	拡充	○		104
	(4)-3-3 港区生物多様性調査	拡充	○		105
	(4)-3-4 ヒートアイランド現象に関する調査	継続			105

鎌倉市緑の基本計画（平成23年9月改訂）

○計画に基づく取組と実績の公表

緑の基本計画の実現性を向上させるための取組として、緑の基本計画に基づく施策の取組と実績を「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取組）」としてとりまとめ、毎年度、緑政審議会に報告の上、広く公表し、目標更新、施策内容、方針の修正に反映させている。また、緑の基本計画は、平成8年に策定し、計画の進捗を踏まえて、平成13年、18年、23年と、それぞれ5年ごとに改訂を行っている。さらに、学識者、公募市民により構成される緑政審議会を、平成10年1月の第1回開催以来、平成28年1月までに62回開催し、取組と実績を踏まえた計画の進行管理の確認や、緑の施策について、調査審議している。

(2) グリーン・マネジメントの更なる実践

○鎌倉市は、緑の基本計画の進行管理の上で大きな役割を担う「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取り組み）」を、定期的に公表しています。^{※1}

※1 「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取り組み）」は、緑の基本計画に基づく施策推進の実績をまとめ、毎年緑政審議会に報告した上で公表しているもので、前年度までの計画の進捗を踏まえ、「鎌倉市のみどり」の公表により、緑地指定等の方針、数値の更新、制度・事業の新たな方向性などを示しています。

【実績報告書の内容の例】

(緑の施策ごとに毎年の取組と実績を報告)

上位計画

〇鎌倉市総合計画(基本構想・基本計画・実施計画)

鎌倉市関連計画

〇鎌倉市都市マスタープラン

〇鎌倉市景観計画

〇第2期鎌倉市環境基本計画

〇その他
・防災・福祉・健康・文化推進・観光等の計画

〇鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例

適合

調和

必要に応じ調整

調整

必要に応じ調整

広域的な関連計画等
国・県の関連政策・計画等

目標更新、施策内容・方針の修整に反映

鎌倉市のみどり

施策・事業の取り組み成果のまとめ、公表

指針となる

諮問

答申

緑政審議会

〇保全すべき緑地の確保、都市公園等の整備、緑化の推進、市民との連携の推進に係る施策・事業

(緑の基本計画推進の取組)



都市林	
内 容	市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方 針	・鎌倉広町緑地を都市林として整備します。
取り組みと実績	・平成 17 年 6 月 28 日、鎌倉広町緑地を都市計画決定（面積 48.4ha）しました。 ・市民との連携による緑地の整備・保全作業の取り組みを進めています。 ・市民と市が協働で立ち上げた「広町自然観察の会」、「広町田んぼの会」、「広町畑の会」、「広町森の会」、「広町敷策略の会」が保全活動を実施し、活動の節目には「田植え祭」、「稲刈り祭」、「藍染教室」、「コンニャクづくり」、「収穫祭」、「自然観察会」等の開催や、学校・福祉団体への収容物の寄附、学校等の環境学習の受入れ、「自然観察調査報告集」の発行を行いました。これらの活動に対し、作業用具等の貸与、印刷製本、ボランティア保険の加入などの支援を行いました。 ・平成 21 年度、鎌倉広町緑地として都市計画決定している区域内の個人・法人所有地の計 2.25ha について、市民緑地契約を締結し、公開に必要な必要最小限の整備を実施しました。 ・平成 21 年度から、ウシシンの保全・活用に向けて、老木を伐採し、萌芽更新を促しました。（平成 25 年 3 月に 3 本伐採を行い、現在経過観察を行っています。） ・平成 24 年度、鎌倉広町緑地実施設計について、基本構想の理念に基づき実施設計を確定しました。 ・平成 25～26 年度に園路等の整備工事を行い、平成 27 年 3 月 20 日に竣工しました。 ・平成 26 年度、法人からの買替えにより 2.2ha の用地を取得するとともに、個人所有地 0.2ha を取得しました。 ・平成 26 年度末までの用地取得率は、98.2%となりました。 ・平成 26 年度、指定管理者の募集を行い、1 団体の応募がありました。鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会における審議の結果、指定管理者の選定は見送られました。 ・平成 27 年 3 月 25 日、認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会と市で管理に関する「鎌倉広町緑地の維持管理に関する協定」を締結しました。 ・平成 27 年 3 月 27 日、第 60 回鎌倉市緑政審議会で鎌倉広町緑地を視察しました。

鎌倉広町緑地	17年度	～22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
用地取得面積(ha)	6.38	13.68	1.80	0.84	1.93	2.22

■事例4-3

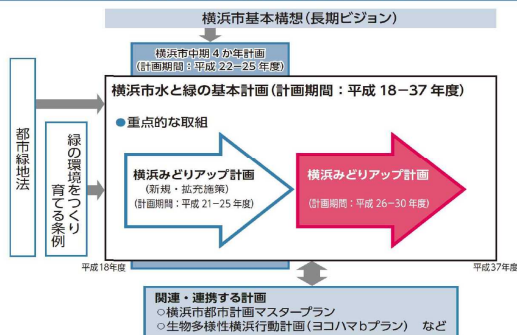
横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）（平成25年12月策定）

横浜市

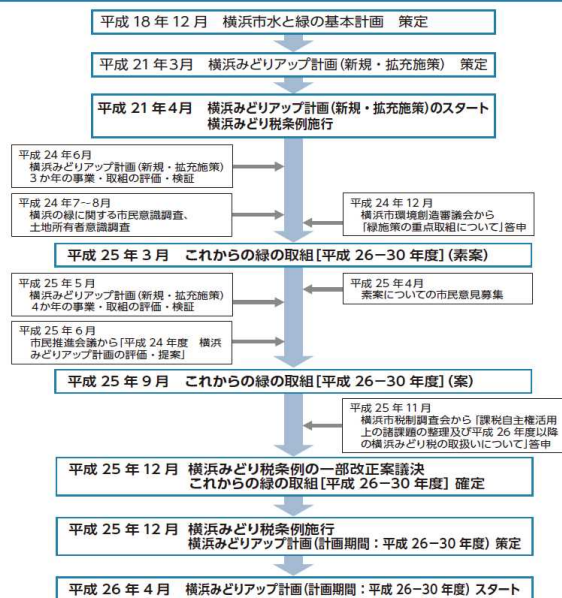
○計画に基づく取組と実績の公表

横浜市では、平成18年に策定した「横浜市水と緑の基本計画」に基づき水と緑の環境を育む様々な取組を展開しているが、平成21年度からは、「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進している。計画に基づき事業を推進しており、毎年、事業の取組の状況を公表している。また、計画の推進に向けて、市民からの評価・意見・提案をうける場として、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」を設置し、同会議では毎年、「横浜みどりアップ計画の評価と提案」としてとりまとめている。

横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）の位置づけ



横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）策定の経緯



5 各事業・取組の実績と評価

(1) 5か年の成果の評価一覧

〔5か年の成果の評価基準〕 A:計画を上回る成果 B:概ね計画通りの成果 C:計画を下回る成果

ア 樹林地を守る施策

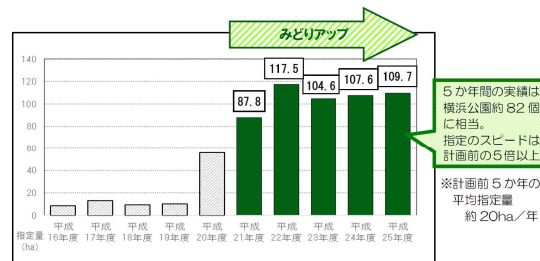
事業名	評価	頁	事業名	評価	頁
1 緑地保全制度等の拡充	B	17	8 みどりの夢かなえます事業	A	32
2 地元の農産物	B	18	9 間伐材資源循環事業	B	34
3 緑地再生等管理事業	B	19	10 農産物・森づくりボランティア活動拠点整備事業	B	36
4 市民協業による緑地維持管理事業	B	21	11 ウェルカムセンター整備事業	B	38
5 森づくりリーダー等育成事業	B	23	12 特別緑地保全地区指定等拡充事業	B	41
6 樹林地管理団体活動助成事業	B	25	13 よこはま協会の森基金制度の推進	B	44
7 森の楽しみづくり事業	B	27	14 国への制度要望	B	45

イ 農地を守る施策

事業名	評価	頁	事業名	評価	頁
15 生産緑地制度の活用	B	46	24 水田保全契約奨励事業	A	66
16 農産物公園整備事業	C	48	25 かんがい施設整備事業	B	68
32 市民農園用地取得事業			26 不法投棄対策事業	A	70
17 特定農用地施設保全事業	B	51	27 環境配慮型施設整備事業	B	72
18 共同農産物の施設支援事業	B	53	28 機械作業受託組織育成事業	B	74
19 収穫体験農園の施設支援事業	B	55	29 抱い手コーディネーター育成・派遣事業	A	76
20 食と農との連携事業	B	57	30 農業後継者・横浜型若い子育て事業	A	78
21 施設の新エネルギー化推進事業	A	60	31 農地賃付促進事業	B	80
22 生産用機械のリース方式による導入事業	B	62	33 農地流動化促進事業	A	82
23 農産物産地の維持管理奨励事業	A	64	34 国への制度要望	B	84

ウ 緑をつくる施策

事業名	評価	頁	事業名	評価	頁
35 地域緑のまちづくり事業	B	85	39 いきいき街路樹事業	B	98
36 民有地緑化助成事業	C	89	40 民有地緑化の誘導等	B	100
37 公共施設緑化事業	A	94	41 建築物緑化保全契約の締結	B	102
38 公共施設緑化管理事業	C	96	42 みどりアップ広報事業	B	104



〔図〕 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積等の推移

■事例4-4

グリーンフラッグアワード（GFA）（1996年～）

英国地域地方自治省

○公園緑地の質を向上・維持を目指す総合的対策（公園緑地評価制度）

グリーンフラッグアワード（GFA）は、1996年に創設された、優良な公園や緑地空間を英国地域地方自治省(DCLG:Department of Communities and Local Government)より表彰する評価制度である。2016年6月現在、受賞した公園緑地の数は、1,200箇所以上となっている。申請する際には、マネジメントプランの策定が義務付けられている。8つの審査項目（下表）に関する取組がマネジメントプランに盛り込まれて実行され、評価を受けることで、管理の質が向上していく効果が生じている。申請者は毎年申請が可能であり、維持、管理、運営の水準を継続的に評価するしくみになっている。審査は、GFAが定めた講習を受講した審査員（ボランティア）が行う。

政府がアワード受賞数を具体的な数値目標とするなど、国家的施策として位置づけられるようになった結果、アワードへの申請及び受賞数が年々増加している。また、表彰制度の知名度が高まることで、公園や緑地空間の質の向上を図るための管理者側の努力も一層促進される相乗効果が生じている。

